

## 第2期特定健康診査等実施計画書

### 趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、健康保険組合は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病の有無を確認する特定健康診査（以下「特定健診」という。）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対して特定保健指導を実施することとされた。

本計画は、この実施方法に関する基本的な事項とその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。なお、実施計画は5年ごとに定めることとする。

### 当健康保険組合の現状

当健康保険組合の平成24年度の事業所数は1083で、全国の都道府県に所在するが、約8割が東京都及び近郊に集中している。

ただし、工場、営業所は全国に点在しております。

加入事業所は、比較的規模の大きい事業所であるが、職種としては、生産現場から事務系まで多職多様である。

当組合加入の被保険者は、平均年齢が39.98歳で、男性が全体の78.6%を占めている。

健康診断については、被保険者は当健康保険組合と契約している東京都総合組合保健施設振興協会（以下「東振協」という。）が委託契約を実施する健診機関並びに直接契約の健診機関等により実施している。

また、被扶養者については、東振協または契約健診機関で実施しているところであるが、受診率は15%程度であります。

平成23年度の健診状況は次のとおりです。

生活習慣病健診:57,595名      主婦健診:9,221名      人間ドック:13,486名

### 特定健診等の実施方法に関する基本的な事項

#### 1.特定健診等の基本的な考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧症は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することができるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての、明確な動機付けができるようになる。

#### 2.事業所等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業所の健診を代行していたことから、当健康保険組合が主体となっていく。

事業所が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業所から受領することにより特定健診を受診したこととなる。

#### 3.特定保健指導の基本的な考え方

内臓脂肪型肥満予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことであることから、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

## I 達成目標及び該当者数

### 1. 特定健診の実施に係る目標

平成29年度における実施率を85%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

被保険者+被扶養者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	新目標
目標実施率	65%	70%	75%	80%	85%	85%
対象者数(推計)	80,000	82,000	84,000	85,000	86,000	—
目標実施者数	52,000	57,400	63,000	68,000	73,100	—

### 2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における実施率を30%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

被保険者+被扶養者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	新目標
対象者数(推計)	13,000	14,350	15,750	17,000	18,275	—
目標実施率	5%	10%	15%	20%	30%	30%
目標実施者数	650	1,435	2,362	3,400	5,482	—

## II 特定健診等の実施方法

### 1. 実施場所

特定健診は東振協が委託契約を実施する健診機関及び巡回健診または直接契約の健診機関において実施する。

特定保健についても特定健診同様に東振協が委託契約を実施する健診機関において実施する。

特定健診又は、特定保健指導が実施できる契約機関に委託をする。

### 2. 実施項目

実施項目は、ホームページに記載されている健診項目とする。

なお、東振協の生活習慣病予防健診B、C3コース及び直接契約の医療機関にて生活習慣病健診、主婦健診、人間ドックを受診することにより特定健診を実施したものと同様の扱いとなります。

### 3. 実施時期

実施時期は、4月から翌年3月の年度内とする。

#### 4. 委託先の有無

##### 特定健診・特定保健指導

当組合の被保険者及び被扶養者は、全国に点在しているあらゆる地域で受診が容易に実施できるよう委託契約を結ぶ。

#### 5. 受診方法

事業所及び受診者は、東振協が委託契約を実施する健診機関及び当健康保険組合が直接契約する健診機関に予約し特定健診項目を含めた健診を実施する。特定保健指導についても同様とする。

#### 6. 周知・案内方法

特定健診・特定保健指導の周知については、組合発行の機関誌に掲載するとともにホームページに掲載して広報する。

#### 7. 健診データ

健診データは、東振協が委託契約を実施する健診機関及び当健康保険組合が直接契約する健診機関から電子データを随時（月単位）受領して組合で保管する。なお、当組合が保管する特定健診・特定保健指導のデータは、5年分とする。

#### 8. 特定保健指導対象者

特定健診の結果について階層化し実施する。

### Ⅲ 個人情報保護

特定健診等の実施にあたっては、産業機械健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

### Ⅳ 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知については、機関誌やホームページに掲載する。

### Ⅴ 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、目標と相違している等が生じた場合、その他必要がある場合は見直すこととする。